


(表)

身 分 証 明 書	
写 真	官 職
	氏 名
上記の者は、岐阜県使用済金属類営業に関する条例第22条第2項の 規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
年 月 日	岐阜県公安委員会 

5.5

8.5

(裏)

岐阜県使用済金属類営業に関する条例（抜粋）	
第22条 略	
2 警察職員は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、営業時間中において、使用済金属類取引業者の営業所、保管場所又は解体場所に立ち入り、使用済金属類及び第16条の記録その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。	
3 前項の場合においては、警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	
(1)及び(2) 略	
(3) 第22条第2項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。